

# 沖縄県社会福祉大会表彰規程

## 1. 表彰・感謝の目的

沖縄の社会福祉事業のための功労があり、また他の模範となる個人及び団体を表彰するほか、感謝状を贈呈してその功労を讃え、併せて社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

## 2. 表彰・感謝の方法

- (1) 表彰又は感謝は、沖縄県社会福祉大会においてこれを行う。
- (2) 表彰又は感謝は、大会長名の表彰状又は感謝状を贈呈してこれを行う。

## 3. 表彰対象の範囲

- (1) 特別功労者
  - ア 社会福祉施設、社会福祉団体等の役職員及び評議員で、その功労顕著な者
  - イ 社会福祉事業に対する貢献又は奉仕活動が特に顕著な者及び団体
  - ウ 共同募金運動に対する奉仕活動が特に顕著な者及び団体
  - エ 本県の社会福祉の発展に多大な功績のある学識者等で大会主催団体が推薦する者
- (2) 社会福祉事業永年勤続功労者
  - ア 民生委員児童委員として15年以上在任し、現にその職にある者
  - イ 社会福祉事業に15年以上在職し、現にその職にある役職員及び評議員
- (3) 社会福祉事業特別永年勤続功労者  
社会福祉事業に25年以上在職し、現にその職にある役職員及び評議員
- (4) 優良社会福祉施設・団体  
運営内容が優良で、他の模範となる社会福祉施設及び団体

## 4. 感謝対象の範囲

- (1) 多額の金品を寄附し、社会福祉の振興に貢献した者及び団体
- (2) 3の(1)に準ずる者及び団体

## 5. 被表彰・感謝の推薦及び決定

- (1) 被表彰・感謝候補者の推薦は、市町村長、社会福祉関係機関の長、社会福祉施設及び団体の長、沖縄県社会福祉大会準備委員会がこれを行う。
- (2) 被表彰・感謝の決定は、前項により推薦されたもののなかから準備委員会でこれを行う。

## 6. 被表彰の制限

過去において本大会の表彰を受けた者は、同一事項について再度表彰されない。また、全国大会等上位表彰を受けた者を除く。

## 7. 感謝の制限

本感謝の対象となる寄附が、上位表彰(紺綬褒章、厚生労働大臣感謝等)に該当する場合は上位感謝を優先し、本感謝の対象から除く。

## 8. 本規程の施行に関する細則は、大会長が別に定める。

## 沖縄県社会福祉大会表彰規程

### 附 則

本規程は、平成 16 年 8 月 6 日から施行する。

本規程は、平成 23 年 8 月 13 日から施行する。

本規程は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

本規程は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。